

# 「所得税確定申告相談会」開催日などのお知らせ

平成30年分の受付から市役所での相談会開催日を変更します。下表の日程をご確認の上、最寄りの相談会場へお越しください。◎印のある会場が相談会場の開催日です。土・日曜日の開催はありません。

## 【所得税確定申告相談会開催日】

月日	2月18日	19日	20日	21日	22日	25日	26日	27日	28日	3月1日	4日	5日	6日	7日	8日	11日	12日	13日	14日	15日
会場	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)
本 庁	◎		◎		◎	◎		◎		◎	◎		◎		◎	◎		◎		◎
八木支所		◎		◎	◎		◎		◎	◎		◎		◎	◎		◎		◎	◎
日吉支所	◎		◎		◎	◎		◎		◎	◎		◎		◎	◎		◎		◎
美山支所		◎		◎	◎		◎		◎	◎		◎		◎	◎		◎		◎	◎

## 【開催時間】

午前9時～11時30分、午後1時～4時

(最終日は、午後3時30分まで)

※混雑状況により早めに受付を終了する場合があります。

## 【開催場所】

(園部) 市役所本庁 1号庁舎 3階 防災会議室

(八木) 市役所八木支所 1階 市民ルーム

(日吉) 市役所日吉支所 2階 申告会場

(美山) 美山文化ホール 2階 第1会議室

## 【受付対象外】(税務署で申告してください)

- ◆ 平成30年分以外の申告 ◆ 青色申告
- ◆ 準確定申告(納税者が死亡した場合の手続き)
- ◆ 分離課税申告(土地建物や株式等の譲渡所得、配当所得、山林所得、先物取引に係る所得)
- ◆ 雑損控除、繰越損失の申告
- ◆ 住宅借入金等特別控除の1年目の申告
- ◆ 住宅特定改修特別税額控除などの申告
- ◆ 特定支出控除(給与所得)の申告
- ◆ 国外居住の親族を扶養控除とする申告

## 【市・府民税の申告について】

申告が必要な方	申告が不要な方(左記に該当されても下記の場合は「申告不要」です)
▼営業、農業、不動産、利子、配当、雑(公的年金以外)などの所得のある方 ▼給与所得があり、次のア)からオ)に該当する方 ア)勤務先から市に給与支払報告書の提出がない方 イ)前年途中で退職し、再就職していない方 ウ)給与以外の所得がある方 エ)雑損控除や医療費控除などを受けようとする方 オ)年末調整で申告できていない扶養・各種控除を受けようとする方 ▼公的年金受給者で、次のア)又はイ)に該当する方 ア)公的年金以外の所得がある方 イ)生命保険料、地震保険料、雑損、医療費などの各種控除、扶養の追加などをしようとする方 ▼非上場株式の配当所得がある方	▼所得税の確定申告をされた方 ▼給与所得のみで勤務先から市に給与支払報告が提出されている方 ▼年金、恩給などの公的年金所得のみの方(ただし、市府民税において各種控除を受ける場合は申告が必要です) ▼前年の所得が次の算式で求めた額以下の方 $28 \text{万円} \times (\text{本人} + \text{控除対象配偶者} + \text{扶養親族数}) + 16 \text{万}8 \text{千円}$ ※控除対象配偶者及び扶養親族のない方は28万円 なお、前年所得がない方や非課税年金(障害・遺族年金など)のみの方でも、 <u>税務証明の発行や所得判定が必要な行政サービスを受けるために必要な場合は、所得がない旨の申告をしてください。</u> ・国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険に加入している方 ・福祉、公営住宅、教育関係などの制度で所得の申告が必要な方 ・所得証明書、(非)課税証明書が必要な方 など

## 【申告に必要なもの】

- (1) 印鑑 (2) 運転免許証などの本人確認書類 (3) 個人番号カード又は通知カード
- (4) 前年中の収入、所得がわかるもの(源泉徴収票、支払調書、収支内訳書など)
- (5) 所得控除に必要な証明書(南丹市以外の国民健康保険・社会保険料、国民年金、生命保険料、地震保険料など)
- (6) 障害者控除を受ける方は、障害者手帳、療育手帳、障害者控除対象者認定書など
- (7) 医療費控除を受ける方は、医療費控除の明細書(領収書の添付不要)
- (8) 寄附金控除を受ける方は、団体が発行した領収書など
- (9) 所得税の還付を受ける方は、通帳など還付受取口座(本人名義)のわかるもの

◇問合せ先◇

■本庁税務課

TEL(0771) 68-0004

■八木支所地域推進課

(0771) 68-0020

■日吉支所地域推進課

(0771) 68-0030

■美山支所地域推進課

(0771) 68-0040